

公立大学法人埼玉県立大学職員の降任及び解雇に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 1 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第14条第2項及び第25条に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の降任及び解雇（同規則第45条に定める懲戒による場合を除く。以下同じ。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員に係る降任及び解雇事由の確認等)

第2条 理事長は、職員について、就業規則第14条第1項に定める降任の事由又は同規則第25条第1項若しくは第2項に定める解雇の事由のいずれかが存在すると思料する場合には、学長を通じて、教員については学部長、研究科長又は各センター長に、事務職員については事務局長に、当該降任又は解雇の事由に係る事実の確認を行わせるものとする。

2 前項の規定により確認を行った学部長、研究科長、各センター長又は事務局長（以下「学部長等」という。）は、遅滞なくその結果について学長を通じ理事長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、学部長等は、所属する職員について、降任又は解雇の事由のいずれかが存在すると思料する場合には、その事実を客観的に証するものをもって学長を通じて理事長に申し出るものとする。

(審査の手続き)

第3条 理事長は、前条の規定による報告又は申出を受け、当該職員を降任又は解雇にすることが適当であると思料する場合には、教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対し審査を行わせるものとする。

2 理事長は、降任及び解雇の事由に係る事実の性質上、学部長等に確認を行わせることが不適当である場合又は降任及び解雇の事由に係る事実の内容が極めて明白である場合には、前条に定める学部長等による確認を経ることなく、直ちに人事委員会に審査を行わせることができる。

3 理事長は、就業規則第14条第1項第2号に規定する降任又は同規則第25条第1項第2号に規定する解雇にする場合においては、医師2人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

4 前3項の規定によるほか、降任及び解雇の処分をするに当たっては、公立大学法人埼玉県立大学職員の懲戒に関する規程（平成22年規程第15号）第7条から第9条の2までの規定に準じた手続を行うものとする。ただし、同規程第9条第3項の規定は、解雇の処分をする場合においては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に定める解雇予告の規定に従うものとする。

(その他)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式（第3条関係）

処分説明書

氏名		所属名	
職名		職務の級号給	
(処分の内容) 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則第〇条第〇項の規定により、 〇〇とする。 (処分の理由等)			
(発令日) 年 月 日		(交付日) 年 月 日	
公立大学法人埼玉県立大学理事長 氏 名 印			
教 示 ○ 不服申立てについて この処分について不服がある場合は、この処分説明書の交付があった日の翌日から 起算して2週間以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。			